

大阪歯科大学大学院学則（改正）

【現行】

（第1条～第3条 省略）

（専攻の設置）

第4条 歯学研究科に次に定める専攻を置く。

(1) 歯科基礎系専攻 解剖学（2専攻）、生理学、生化学、
病理学、細菌学、薬理学、歯科理工学、
口腔衛生学、先端歯学

(2) 歯科臨床系専攻 歯科保存学、歯内治療学、歯周病学、
高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、
欠損歯列補綴咬合学、歯科矯正学、
口腔外科学（2専攻）、歯科放射線学、
小児歯科学、歯科麻酔学、
口腔インプラント学、障害者歯科学

2 医療保健学研究科に次に定める専攻を置く。

(1) 口腔科学専攻（修士課程） 口腔保健学基礎学分野、

【改正】

（第1条～第3条 省略）

（専攻の設置）

第4条 歯学研究科に次に定める専攻を置く。

(1) 歯科基礎系専攻 解剖学、口腔解剖学、生理学、生化学、
病理学、微生物学、薬理学、歯科理工学、
口腔衛生学、先端歯学、
ヘルスデータサイエンス学

(2) 歯科臨床系専攻 歯科保存学、歯内治療学、歯周病学、
高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、
欠損歯列補綴咬合学、歯科矯正学、
口腔外科学（2専攻）、歯科放射線学、
小児歯科学、歯科麻酔学、
口腔インプラント学、障害者歯科学

2 医療保健学研究科に次に定める専攻を置く。

(1) 口腔科学専攻（修士課程） 口腔保健学基礎学分野、

医療保健教育学分野、
医療保健政策学分野、
口腔機能回復学分野、
先進口腔保健学分野、
口腔材料学分野、
先進口腔工学分野

(2) 口腔科学専攻博士課程（後期） 口腔医療領域、
口腔保健領域、
口腔工学領域

（第5条～第41条 省略）

附 則
（施行期日）

（1～21 省略）

22 この学則は、2021年9月1日から施行する。

医療保健教育学分野、
医療保健政策学分野、
口腔機能回復学分野、
先進口腔保健学分野、
口腔材料学分野、
先進口腔工学分野

(2) 口腔科学専攻博士課程（後期） 口腔医療領域、
口腔保健領域、
口腔工学領域

（第5条～第41条 省略）

附 則
（施行期日）

（1～21 省略）

22 この学則は、2021年9月1日から施行する。

23 この学則は、2025年4月1日から施行する。